

## 千葉市美術館友の会運営規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、千葉市美術館友の会（以下「友の会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 友の会は、千葉市美術館（以下「美術館」という。）の活動を支援するファンクラブ的な位置付けの組織である。会員向けの特典やイベントの実施を通じて美術館のブランド・コミュニティの育成を図り、美術を愛する人々にさらに親しまれる美術館づくりを推進していく。

### (会員)

第3条 会員とは、友の会の所定の申込みをし、会費を納入した者をいう。

2 会員の種類は、次にかかげる各号とする。

(1) 一般会員（ちばしばびフレンズ）

(2) ライト会員（ちばしばびフレンズ・ライト）

3 ライト会員は入会の日において、満39歳以下でなければならない。

### (入会)

第4条 入会しようとする者は、千葉市美術館友の会申込書（様式）に必要事項を記入し、美術館に提出するとともに会費を納めるものとする。

2 入会の日は、美術館が千葉市美術館友の会申込書及び会費の受領の確認を終えた日とする。

3 入会は、随時受け付ける。

### (会費)

第5条 会費は、入会金及び年会費の2種類とする。

2 入会金は次のとおりとする。ただし、会員が会員の種類を変更するとき、会員証の有効期限を更新するとき及び入会しようとする者がかつて会員だったことを証する証憑（館長が指定したものに限る。）を示したときは納入を要しない。

(1) 一般会員 1,000円

(2) ライト会員 500円

3 年会費は次のとおりとする。

(1) 一般会員 2,000円

(2) ライト会員 1,000円

4 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

### (会員証)

第6条 会員には会員証を交付する。

2 会員証には、その有効期限及び会員の種類を記載しなければならない。

3 第1項の会員証を有する者は、その会員証に記載された有効期限までの間、会員の種類に応じて、この規約に定める特典を受けることができる

4 会員証は、紛失や使用に耐えない汚損、損傷等の場合、手数料を支払うことにより新たなものと交換することができる。ただし、この交換によってはその有効期限及び会員の種類は変わらないものとする。

5 前項の交換にかかる手数料は、300円とする。

### (有効期限)

第7条 会員証の有効期限は、入会の日翌年の入会の日属する月の末日とする。

(会員の種類の変更)

第8条 会員の種類を変更しようとする会員は、千葉市美術館友の会申込書(様式)に必要事項を記入し、美術館に提出するとともに新たな会員の種類に応じた年会費を納めるものとする。

2 変更の日は、美術館が千葉市美術館友の会申込書及び年会費の受領の確認を終えた日とする。

3 第1項の変更をもって、変更前の会員の種類について、効力を失うとともに、会員証の有効期限を、変更の日翌年の変更の日属する月の末日とする。

4 会員の種類をライト会員に変更しようとする会員は、変更の日において、満39歳以下でなければならない。

(更新)

第9条 会員証の有効期限の日有効期限を更新しようとする会員は、会員証の有効期限までに、千葉市美術館友の会申込書(様式)に必要事項を記入し、美術館に提出するとともに新たに年会費を納めることとし、会員証の新たな有効期限は、新たに年会費を納める前の有効期限(「更新前の有効期限」という。以下この条において同じ。)の翌年の更新前の有効期限の日属する月の末日とする。

2 更新の日は、美術館が前項の申込書及び年会費の受領の確認を終えた日とする。

3 第1項の更新は、有効期限の日開催している有料企画展(開催していない場合は有効期限の日)の直前の有料企画展の開催の日から申し出ることができる。

4 会員証の有効期限の経過後であっても、当該有効期限の日開催している有料企画展(開催していない場合は有効期限の日)の次の有料企画展の終了の日までの間は、更新前の有効期限を更新することができる。この場合、新たな期限は第1項と同様とする。

(退会)

第10条 会員期間中に友の会を退会するときは、千葉市美術館友の会申込書(様式)に必要事項を記入し、美術館に提出するものとする。

2 会員が、前条第1項の更新をしない場合、前条第3項に定める有効期限を更新することができる日の経過をもって、会員は退会する。

(記載事項の変更)

第11条 会員は、この規約に定めにより提出した千葉市美術館友の会申込書(様式)の記載事項に変更があった場合、変更された内容について、千葉市美術館友の会申込書(様式)を美術館に提出するものとする。

(会員の特典)

第12条 会員の特典は、次表のとおりとする。

	一般会員	ライト会員
対象年齢	全世代	39歳以下
企画展観覧料	無料	年2回無料
展覧会招待券プレゼント	展覧会ごとに1枚	—
常設展観覧料	無料	無料
ミュージアムショップ割引	最大10%	最大10%
カフェ割引	最大5%	最大5%
お知らせの送付	チラシ、ニュースの送付	—
メールマガジン	希望者のみ	希望者のみ
提携館割引	あり(県内7、県外6)	—
会員限定イベント	※応募者多数の際は抽選	—

2 美術館は、前項の他、特典を定めることができる。

(更新の勧誘)

第13条 美術館は、会員証の有効期限が近い会員又は期限後間もない会員に対して、会員証の有効期限の更新を勧誘することができる。

(事務)

第14条 友の会に係る事務は、公益財団法人千葉県教育振興財団千葉県美術館管理グループが行う。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年7月11日から施行する。

2 入会の日が、この規約の施行よりも前である会員について、会員証に記載されている有効期限(美術館がこれを延長場合は、延長した期限)までに限り、従前の規約に定める会員の資格を有する。なお、会員が新たに年会費を収めたとき又は退会したときは、従前の規約に定める会員の資格を失う。

申込日 2020 年 月 日

千葉市美術館「友の会」申込書

ちばしばびフレンズ (一般会員)

※太枠内をご記入ください

住 所	〒 -				
フリガナ					
氏 名					
生年月日	大正 昭和	平成 令和	西暦	年 月 日生	(満 歳)
電話番号			Eメール		

※ご記入いただいた個人情報は、千葉市美術館友の会の運営のためだけに利用します。

(事務処理欄) 受付 10 7 8 5

¥

<input type="checkbox"/> 新規 入 1,000 円 + 年 2,000 円	<input type="checkbox"/> 記載内容変更	<input type="checkbox"/> 会員の種類変更 般年 2,000 円
<input type="checkbox"/> 更新 年 2,000 円	<input type="checkbox"/> 再発行 手 300 円	<input type="checkbox"/> 退会
有効期限 2021 年 月 日	会員番号	G L

申込日 2020 年 月 日

千葉市美術館「友の会」申込書

ちばしばびフレンズ・ライト

(ライト会員) (39歳以下の方のみ)

※太枠内をご記入ください

※お申込時に年齢が分かるものをご提示下さい

住 所	〒 -				
フリガナ					
氏 名					
生年月日	大正 昭和	平成 令和	西暦	年 月 日生	(満 歳)
電話番号			Eメール		

※ご記入いただいた個人情報は、千葉市美術館友の会の運営のためだけに利用します。

(事務処理欄) 受付 10 7 8 5

¥

<input type="checkbox"/> 新規 入 500 円 + 年 1,000 円	<input type="checkbox"/> 記載内容変更	<input type="checkbox"/> 会員の種類変更 ラ年 1,000 円
<input type="checkbox"/> 更新 年 1,000 円	<input type="checkbox"/> 再発行 手 300 円	<input type="checkbox"/> 退会
有効期限 2021 年 月 日	会員番号	G L